

会 報

2012 8 月

京築消防設備



---史跡シリーズ---

豊前市大字狭間の千手観音像

かつては、ここに岩屋山泉水寺というお寺があり、そこに祀られていた仏像で、平安時代後期につくられたものだそうです。「母乳の出が悪い母親が本堂裏にある岩壁から湧き出てくる水でお粥を炊いて食べたところ、よく出るようになった。」という伝説が残され、別名『乳の観音』とも呼ばれます。

主な内容

- * 24 年通常総会
- * 消防法令改正(急速充電設備)
- * 視察研修(宿泊)
- * トピックス(計画停電時の注意)

顧問	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	常任理事	副会長	副会長	会長
谷中	高濱	山口	米田	木下	野中	六田	村口	上城	相良	松垣	中井	小田	岩崎
義信	直規	力生	龍之介	裕司	充	一美		直之	榮一	憲生	和行	伸幸	真砂巳

役員名簿

《 平成 24 年度第 20 回通常総会 》

平成 24 年度の通常総会が去る 7 月 8 日（金）に豊前市の「フィオーレ（九州路）」において、開催されました。中井副会長の開会のことばに始まり、岩崎会長の挨拶の後、功労表彰が行なわれました。協会の発展育成に功労があった者として、副会長の中井様、理事の米田様、理事の木下様、前監事の倉垣様が表彰され岩崎会長より賞状と記念品が贈られました。



中井副会長



米田理事



木下理事



倉垣前監事

その後、谷中消防長の祝辞並びに（財）福岡県消防設備安全協会 和田健義様、京築危険物安全協会 室屋和弘様からの祝電披露の後、議長選出に移りました。議長に門野設備の門野弘幸様を選出し、審議に移りました。

まず、第 1 号、第 2 号議案の平成 23 年度事業報告及び収支決算報告が事務局からなされた後、高濱監事から監査報告があり、採決の後、原案どおり承認可決されました。

つづいて、第 3 号議案の役員選任について事務局から説明の後、花畑副会長が人事異動に伴い退任し、（株）九電工 行橋営業所の小田伸幸所長が選任され、承認可決されました。なお、花畑前副会長は、平成 13 年 7 月 1 日から、平成 24 年 3 月 31 日まで 10 年間の長きにわたり副会長職を務めていただきました。会員様をはじめ、事務局より深く感謝いたします。本当にありがとうございました。

次に、第 4 号議案の平成 24 年度事業計画案、第 5 号議案の平成 24 年度予算について事務局から説明後、原案通り承認可決され、松垣常任理事の閉会のことばで総会は無事終了となりました。

総会后、同ホテルにおいて情報交換会が開催され、新副会長の乾杯のあいさつに始まり、会員相互の親睦が図られ盛会裏のうちに時間が過ぎ上城理事の閉会の言葉で終了しました。次回の第 21 回通常総会は、行橋市で実施予定です。会員皆様多数の出席をお願いいたします。



消防関係法令の改正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

【改正概要】

消防法施行令第5条の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の対象に、電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めるものである。

【改正理由】

近年、電気自動車の普及が進んでおり、それに伴い、電気自動車のインフラ整備の一つとして、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められている。

この急速充電設備については、現状では、消防法施行令第5条の規定に基づき火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の一つである「変電設備」に該当するものとした上で、各消防本部において、急速充電設備の特性等を踏まえ、一定の条件を満たす場合には、変電設備に係る基準の適用を一部除外する等の運用が行われている状況である。

一方で、電気自動車用の急速充電設備については、今後更なる普及が見込まれることから、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要がある。

したがって、消防庁では、平成22年度から「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、当該検討会の結論を踏まえて、対象火気設備等の対象に電気自動車用の急速充電設備を追加する（変電設備からは除外する）とともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めることとするものである。

【改正内容】

- ① 対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加する。（第3条関係）
- ② 防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料で作ることとする。（第10条関係）
- ③ 振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとする。（第12条関係）
- ④ 急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の浸入防止措置を講じることとする。（第14条関係）
- ⑤ ①～④のほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等を定めるものとする。（第16条及び第17条関係）

【施行期日・経過措置】

平成24年12月1日から施行する。

ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事が



されている急速充電設備のうち、この省令による改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととする。

急速充電設備

《 視 察 研 修 に つ い て 》

※24年度は《宿泊研修》を実施します！

★研修は1泊2日の宿泊研修です。

★研修月日 平成24年10月11日（木）・12日（金）です。

★研修場所 サンアクアTOTO（北九州市）・熊本市広域防災センター他です。

会社概要 サンアクアTOTO（北九州市）

福岡県・北九州市・TOTOの3者が共同出資し第三セクター方式で1993年2月に設立され1994年7月より創業を開始。ノーマライゼーションの理念に基づき障がいのある人もそうでない人も共に働き、地域と共に発展・繁栄してゆく企業をめざす。TOTOの水栓金具や給排水器具などの組み立てや商品の取扱説明書やパンフレットなどの印刷物版下制作を行っています。



施設概要 熊本市広域防災センター

災害に強い街づくりを目指し、市民の防災意識をより一層高めてもらうための体験型学習空間です。

自然災害コーナー、地震コーナー、台風体験コーナー、火災体験ドームなど



※9月中旬頃に案内文と出欠のはがきを送付いたします。

トピックス

大規模停電や計画停電時の注意

東日本大震災により、夏季の電力供給が大幅に減少していることから、やむをえない事態における大規模停電や計画停電の可能性があります。停電時には次のことに注意してください。



1 家電製品等の取扱いについて

火気の使用等は十分に注意しましょう。電気こんろや電子レンジ等を使用中に、停電した時には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切りコンセントを抜いておくようにしましょう。



2 119番通報について

IP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電の時に使えなくなるものがあるので、あらかじめ確認し、使用できなかった場合は、携帯電話や公衆電話等から通報して下さい。



3 避難経路の確保について

停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が閉まって、通行ができなくなることがあるので、避難経路を確認し、通行ができるように廊下、階段を整理しておきましょう。



4 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限しましょう。



5 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

・消火設備

消火器等の設置場所及び使用方法を再確認し、不活性ガス消火設備等の自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認しましょう。

・警報設備

関係者による巡回等によりこんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行い、火災の早期発見を図るとともに、連絡及び周知体制を確保しましょう。

・避難設備

関係者による避難誘導體制及び避難経路を再確認しましょう。

◆ 事務局では、会員の皆様の感想、寄稿文などをお待ちしています。